

神戸市工事請負総合評価委員会 設置要領

令和 7 年 4 月 9 日 改正
建設局長 決定

(趣旨)

- 第 1 条 この要領は、神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領（行財政局長決定）（以下「実施要領」という）第 3 条第 2 項の規定にある、神戸市工事請負総合評価委員会（以下「委員会」という）の設置に関し、組織、運営等の必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要領に定めがない事項については、「実施要領」の規定による。

(所掌事務)

- 第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 総合評価落札方式の実施方針に関すること
 - (2) 総合評価落札方式を適用する工事の決定に関すること（実施要領第 3 条第 2 項）
 - (3) 評価基準の設定に関すること（実施要領第 6 条第 3 項）
 - (4) 技術評価点の決定に関すること（実施要領第 11 条第 2 項）
 - (5) 学識経験を有する者への意見聴取に関すること
 - (6) 技術評価点に対する苦情の申し立てに関すること
 - (7) 履行義務違反に対する措置の実施に関すること
 - (8) その他必要が生じた事項

(委員会の組織)

- 第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 委員会には、委員長、副委員長を置き、委員長には建設局部長（技術管理担当）、副委員長には建設局技術管理課課長（工事監理担当）、建築住宅局技術管理課長、建築住宅局設備課長をもってあてる。

(委員長の職務)

- 第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けるときは、副委員長が職務を代理する。

(委員会の運営)

- 第 5 条 委員長は、第 2 条に規定する事務で、必要と認めるときに委員会を招集する。
- 2 委員会は、第 3 条で規定する委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の審議において、議決が必要な場合は、出席委員の過半数以上の意見をもって決するものとする。ただし、出席委員の可否が同数又は意見がまとまらない場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、書面開催によって第 2 条に掲げる事務を行うことができる。
- 6 委員会は、非公開とする。
- 7 委員が欠席し代理出席とする場合は、委任状を以って認める。

(審査会の設置)

第6条 委員会は、第2条(4)及び(7)の事務について、工事案件毎に総合評価委員会技術審査会(以下、「審査会」)を設置し、審議する。

- 2 審査会の審議は、委員会の審議とみなす。
- 3 審査会は、WTO型、標準型、標準型(高度技術評価)の場合、会長を含む審査員5名で組織し、簡易型(実績確認型)、簡易型(社会貢献評価型)の場合、会長を含む審査員3名で組織する。
- 4 会長は、委員の中から、委員長が指名する。また、委員長は、会長を兼ねることができる。
- 5 審査員は、委員及び工事の設計・施工・監督等を担当する所属の課長級職員から、委員長が指名する。

(審査会の運営)

第7条 審査会は、指名された審査員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 会長は、審査会の議事を進行する。
- 3 審査会の審議において、出席審査員の意見の可否が同数または意見がまとまらない場合は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、審査員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 審査会は、非公開とする。
- 6 審査会への代理出席は、認めない。
- 7 会長は、必要と認めるときは、書面開催によって審査会の審議を行うことができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員会に関与する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

- 2 委員会及び審査会の庶務は、建設局技術管理課において行う。

附則

- 1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年7月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成21年4月21日から施行する。
- 4 この要領は、平成22年7月7日から施行する。
- 5 この要領は、平成22年8月19日から施行する。
- 6 この要領は、平成23年6月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成24年6月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成24年10月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成26年8月14日から施行する。
- 10 この要領は、平成27年5月14日から施行する。
- 11 この要領は、平成28年4月14日から施行する。
- 12 この要領は、平成29年4月12日から施行する。
- 13 この要領は、平成30年4月18日から施行する。

- 14 この要領は、平成31年4月11日から施行する。
- 15 この要領は、令和2年4月13日から施行する。
- 16 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 17 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 18 この要領は、令和4年5月1日から施行する。
- 19 この要領は、令和5年4月10日から施行する。
- 20 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 21 この要領は、令和6年4月22日から施行する。
- 22 この要領は、令和6年7月31日から施行する。
- 23 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 24 この要領は、令和7年4月9日から施行する。

(別表)

神戸市工事請負総合評価委員会 委員名簿

・ 建設局部長（技術管理担当）	委員長
・ 建設局技術管理課課長（工事監理担当）	副委員長
・ 建築住宅局技術管理課長	副委員長
・ 建築住宅局設備課長	副委員長
・ 行財政局契約監理課長	
・ 環境局施設課課長（大規模改修担当）	
・ 経済観光局農政計画課課長（農林土木担当）	
・ 建設局森林・防災部河川課長	
・ 建設局道路工務課長	
・ 建設局下水道部管路課長	
・ 建設局下水道部施設課課長（設備担当）	
・ 建設局公園部部長（整備担当）	
・ 都市局工務課課長（工務・鉄道担当）	
・ 都市局産業団地整備課長	
・ 建築住宅局住宅建設課長	
・ 建築住宅局住宅建設課課長（設備担当）	
・ 建築住宅局建築課課長（工事監理担当）	
・ 港湾局工務課長	
・ 港湾局工務課課長（建築担当）	
・ 港湾局工務課課長（設備担当）	
・ 水道局配水課長	
・ 水道局技術企画課課長（技術管理担当）	
・ 水道局浄水統括事務所設備課課長（機械担当）	
・ 水道局浄水統括事務所設備課課長（営繕担当）	
・ 交通局高速鉄道部施設課長	
・ 交通局高速鉄道部施設課課長（計画担当）	